

# 数の政治、理の政治：京・江戸・博多、そして巴里 ： 7

南野， 森  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7170136>

---

出版情報：福音宣教. 76 (7), pp.10-11, 2022-07-01. Oriens Institute for Religious  
バージョン：  
権利関係：

## 7 数の政治、理の政治

憲法42条は「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。」と定められている。つまり日本は一院制でなく二院制（両院制）の国である。諸外国をみると、二院制は、アメリカやドイツのような連邦国家の場合（上院は連邦構成国を代表し、下院は国民を代表する）や、イギリスや戦前の日本のように貴族身分が存在する場合（上院は貴族を、下院は国民を代表する）に採用されることが多い。連邦制でもなく身分制も存在しない国では、一院制が採用されることが多い（韓国やスウェーデン、ニュージーランドなど）。フランス革命期の指導的理論家の一人であり、カトリック司祭でもあったE・シイエスの言葉とされる「国民が一つなら院も一つで良い。上院が下院に対立するなら有害で、同調するなら無駄だ」という表現は、よく知られている（実はシイエスの言葉ではないようである）。

伝シイエスの謂に反して、戦後日本のように連邦制でもなく身分制も存在しない国でも、二院制にはメリットがあると言われることもある。憲法学の教科書を見ると、衆議院の多数派による専断の防止が期待できるとか、解散もなく任期も長い参議院議員は長期的視野で国政に取り組めるとか、総じて「数の政治」に対する「理の政治」、単純な多数決の場に対して「良識の府」「再考の院」といった性格を参議院に期待して二院制が採用されている、と説明するものが多い。

とはいえそれは、あくまでも憲法が二院制を定める趣旨や理念といったレベルの話であり、日本の現実がそうなっているということでは必ずしもない。二院制に限らず、人権保障も、個人の尊重も、平和主義も、およそ憲法の目指す理想

や理念といったものは、憲法に書けばすぐに実現するわけではなく、それを具体化し現実化するための法制度とともに、その運用に携わる人々の理解や良識をも必要とするのである。

制度について言えば、なによりまず選挙制度が重要である。衆参両院の選挙制度が似通っていれば、両院における政党別の議席分布も似たものになるだろう（衆参同日選挙になればなおさらである）。衆議院は小選挙区と比例代表（拘束名簿式）、参議院は小・大選挙区と比例代表（非拘束名簿式）という現在の制度は、この点から言うと、両院の違いをさほど大きくする仕組みにはなっていない。

人々の理解や良識について言えば、参議院議員自身が自分たちは衆議院議員とは異なる（べきだ）とどれくらい考えているか、そして有権者が、衆議院と参議院は違うのだから衆議院での投票先と参議院での投票先を異なる視点で熟慮して決めるべきだとどれくらい考えているか、が重要である。が、もちろん、そんなことはあまり期待できない。

参議院議員は、任期が6年もあり、しかも解散でクビになることもない。私たちが選ぶ参議院議員は、向こう6年間、私たちの税金を使ってこの国の将来を左右する強大な権限を行使する、そういう人々である。顔がいいからとか、知り合いに頼まれたからとか、ではないし、主権者ひとりひとりが熟慮を重ね、貴重な1票（参院選では選挙区と比例代表の2票もある！）を投じたいものである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。



ゼミ生を引率して国会議事堂を見学（2019年12月4日）。正面玄関に向かって左側（こちら側、南側）が衆議院、右側（この写真には写っていない部分、北側）が参議院。両院が一つの建物の中にあるのも日本の特色の一つ。コロナ禍でこの2年間、ゼミの東京研修旅行には行けなかったが、さて、今年に行けるだろうか……。

